

令和 4 年度の少子化・子育て支援について

1 少子化対策

(1) 現状と課題

少子化の急速な進行は社会や経済、地域の持続的な発展に影響を及ぼすとともに、子どもたち自身の健やかな成長への影響が懸念されることから、全ての子どもたちが健やかに生まれ育つ環境づくりを社会全体で進めることが重要となっている。

令和 3 年の本県の合計特殊出生率は 1.45 と、全国 (1.30) よりは高いものの、出生数の減少は続いている。

少子化の進行に歯止めをかけるため、個人の自由な選択にも配慮しながら、若い世代の出会い、結婚、妊娠・出産の希望がかなう環境づくりや、地域全体で子育てを応援する社会づくりを推進します。

(2) 令和 4 年度の重点的な取組

① 若者のライフデザイン構築支援

子育て中の方とのワークショップや企業の子育て支援の紹介等を取り入れた結婚・子育てライフデザイン講座を、中・高校生から社会人まで各年代に合わせて、学校・企業単位でモデル事業として実施する。

② 結婚支援の取組の強化

ア 結婚支援マッチングシステム「おかやま縁むすびネット」(H29 年 8 月マッチング開始)について、常設の「おかやま出会い・結婚サポートセンター」(岡山、倉敷、津山)に加え、特設会場の設置や昨年度から運用を開始した自宅閲覧機能などにより、利便性の向上を図る。また、新たに性格診断機能の追加によりマッチング率の向上を目指す。

○結婚支援システム「おかやま縁むすびネット」の状況(R4.3 末現在)

登録者数	1,876 名 (男性 944 名、女性 932 名)
お引合せ成立数	5,076 組 (累計)
成婚(報告)数	175 組 (累計)

イ 地域少子化対策重点推進交付金を活用し、市町村と連携して結婚新生活支援事業を実施する。

③ 社会全体で子育てをする気運の醸成

ア 企業や市町村等と協働により、子育て家庭を応援する「ももっこカード」の普及や子育てを応援するイベント等を実施する。

イ 従業員の子育てや地域における子育てを応援する企業に対し「おかやま子育て応援宣言企業」への登録を促進する。さらに、より積極的な取組を登録企業に促すため、「アドバンス企業」の認定や知事表彰を実施する。

○「ももっこカード」新規協賛店舗数・子育て応援宣言企業新規登録数等(単位:店・企業)

	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	累計
ももっこカード 協賛店舗数	144	84	79	26	76	2,483
子育て応援宣言企業数	71	50	57	44	54	930
アドバンス企業認定数	-	-	17	26	31	74

④ 第3子以降保育料無償化事業

多子世帯の経済的負担を軽減し、3人以上の子どもを持ちたいと希望する世帯を応援するため、第3子以降の0～2歳児の保育料を無償化又は軽減する市町村を支援する。

2 子育て支援対策

(1) 現状と課題

地域の多様な保育ニーズに対応するため、保育士等の人材確保や保育の質の向上に取り組むとともに、病児保育、延長保育等、きめ細やかな保育サービスの提供が行われるよう、市町村に対し支援を行う。

(2) 令和4年度の重点的な取組

① 保育サービスの充実

市町村が行う一時預かり事業、病児保育事業、延長保育事業など、多様な保育サービス事業の実施を支援する。

② 保育の人材確保

ア 保育士・保育所支援センター(H29年5月開所)において、令和2年度導入した保育士就職マッチングシステムを活用し、潜在保育士の掘り起こしや再就職等支援を行うとともに、保育士からの相談対応や職場環境改善をテーマとしたセミナー開催等により、保育士の離職防止を図る。

○保育士・保育所支援センターが関わった保育所等への就職者数(単位:人)

H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	合計
22	65	71	82	80	320

イ 指定保育士養成施設に在学する学生に修学資金の支援を行い、県内保育所等への就職促進を図る

ウ 指定保育士養成施設と連携し、就職支援や離職防止、保育士の勤務実態の把握などに取り組み、保育士確保につなげる。

エ 小規模保育、ファミリーサポートセンター、一時預かり、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点等において、子育て支援業務に従事する子育て支援員の養成を行う。

オ 「保育士等キャリアアップ研修」など各種研修を実施し、保育の質の向上を図るとともに、保育士等のキャリアアップや処遇改善につなげる。

③ 放課後児童クラブの支援

保護者の就労等により必要とされる放課後児童クラブの運営、施設整備の支援を行うとともに、放課後児童支援員の資格認定研修等を行う。

○放課後児童クラブ実施箇所数(単位:か所、時点:5月1日(R2年度のみ7月1日))

H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
562	583	618	657	672

④ 地域での子育て支援

身近な親子の居場所としての「ももっこステーション」の増加・利用促進を図るとともに、大学等の人的資源、施設等を活用する「おかやま子育てカレッジ」(14校)の取組を支援する。

3 ひとり親家庭等の自立の促進

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、経済的、社会的、精神的に不安定な状態に置かれがちなひとり親家庭等に対し、ひとり親家庭支援センター等において相談対応を行うとともに、就労や生活の支援、養育費確保に向けた支援等に取り組む。

また、児童扶養手当の支給や母子父子寡婦福祉資金の貸付、就職に有利な資格取得を促進するための給付金の支給等により、ひとり親家庭の経済的自立の促進を図る。

4 子どもの貧困対策

子どもの貧困対策に関する県計画に基づき、教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援など、関係部局が連携して子どもの貧困対策を総合的に推進する。

また困難を抱える子どもや家庭を支援するため、市町村において早期発見・早期支援の仕組みづくりや、困窮世帯の支援を行う民間団体のネットワークづくり等に取り組む。

令和4年度母子保健の推進について

1 現状と課題

県の母子保健計画は「岡山いきいき子どもプラン2020」の中に位置づけられており、「若者のライフデザイン構築支援」と「健やかな人生の基礎を築く母子保健の推進」をその目標としている。これまで母子保健は、母子の生命を守り、母子の健康の保持・増進を図ることを目的として推進されてきたが、近年は、少子化対策としての一面も持つようになっており、より質の高い母子保健サービスの提供を切れ目なく行っていくことが求められている。また、晩婚化、晩産化の進行によって不妊に悩む方が増加しており、その精神的、経済的支援が求められている。

2 重点的な取組

- (1) 妊娠・出産の正しい知識の普及啓発（妊孕性普及啓発プロジェクト）の実施
 - ・中高生向けに未来のパパ&ママを育てる出前講座を開催（平成27年度～）
R3実績：27校 3,328人
累計実績：延べ169校 延べ28,505人
- (2) おかやま妊娠・出産サポートセンターの設置（岡山大学病院内）
R3実績：相談件数 396件
- (3) 産科・精神科・小児科との連携強化
 - ・心に不安を抱える妊産婦が円滑に適切な治療を受けられるよう、産科・精神科
 - ・小児科医療機関と保健所・市町村が連携を図り、個別支援等を実施
 - ・妊娠中からの切れ目のないシステムの運用
R3実績：母子支援連絡票 770件
- (4) 不妊・不育に悩む方への支援
 - ・不妊専門相談センターの設置（岡山大学病院内）
R3実績：相談件数 685件
 - ・医療保険が適用されない特定不妊治療（体外受精・顕微授精）費用助成を実施
R3実績：907件
 - ※ R4年4月からの特定不妊治療の保険適用開始により、令和4年度は経過措置として実施
 - ・不育症検査費用の助成を実施（令和3年度～） R3実績：1件
- (5) 新型コロナウイルス感染症流行下における妊産婦への支援
 - ・ウイルスに感染した妊産婦への退院後の寄り添い支援
R3実績 3件（うち1件はR2からの継続）
 - ・不安を抱える妊婦等への分娩前ウイルス検査費用の助成
R3実績：117件

雇用対策等の取組

1 雇用対策の推進

(1) 若者の就職支援

① おかやま若者就職支援センター運営事業

若年失業者やフリーター等の不安定就労者を対象に、カウンセリングからハローワークを通じた職業紹介までの一貫したサービスをワンストップで提供する「おかやま若者就職支援センター」（通称：ジョブカフェおかやま）を運営する。

② ニート脱出応援事業

若年無業者等の職業的自立支援を図るため、国が設置する「地域若者サポートステーション」（通称：サポステ）と連携し、訪問相談や就労セミナー等を実施する。

③ 晴れの国おかやま I J Uターン就職応援事業

県内の大学生や県外に進学した本県出身学生、I J Uターン希望者等の県内企業への就職を促進する事業を実施する。

- ・就職支援協定締結大学など県外の大学が行うUターン就職説明会等への参加
- ・大学生Uターン就職コーディネーター（本庁、東京、大阪に配置）による就職相談
- ・おかやま若者再チャレンジ応援宣言企業の募集・登録
- ・若年者雇用に関する経済団体への要請 等

④ インターンシップ参加促進事業

県内外の学生の県内企業インターンシップへの参加を促進する。

- ・インターンシップを実施する県内企業とのマッチングフェアの開催
- ・職場の様子をオンライン中継したり、若手社員と意見交換をする交流会の開催 等

⑤ おかやま就活サポート事業

県内外の学生に県内で働く魅力や県内企業の情報等を伝え、県内就職を促進する。

- ・県内企業の若手社員が、学生に県内で働く魅力を伝えたり、就活に関する相談に答える「おかやま就活サポーター制度」の実施
- ・合同企業説明会の開催 等

⑥ 中小企業Uターン就職促進奨学金返還支援事業

従業員への奨学金返還支援制度を設け、県とともにI J Uターン就職に取り組む中小企業に対し、当該企業の負担額の一部を支援する。

(2) 女性の就職支援

出産等により離職し、復職・再就職を希望する女性を対象に、先輩女性の体験談を聞く座談会や、復職・再就職までのプラン作りをするワークショップを県内5ヶ所で開催する。

(3) 県内企業への就職支援

県設置の無料職業紹介所「おかやま就職応援センター」に専門コーディネーターを配置し（本庁、東京、大阪）、求職者と県内中小企業双方のニーズを踏まえて丁寧にマッチングを行い、県内企業への就職を支援する。

2 働きやすい職場環境づくりの推進

(1) 働き方改革の推進

① 機運の醸成

企業における取組意識の醸成を図るため、フォーラムやセミナーを開催するとともに、

仕事と家庭の両立に係る法制度等を紹介したガイドブックの作成などにより啓発を行う。

② 働き方改革に向けた企業支援

企業ごとのニーズに即した専門家を派遣して、労務改善や生産性向上等に係るコンサルティングを実施し、働き方改革を後押しする。

(2) 快適な職場づくり

労働問題に対する正しい理解と認識を深め、タイムリーな情報を提供するため、関係機関と連携して労働者・使用者及び県民を対象としたセミナーを開催するほか、若者の就業意欲の醸成等を図るための冊子を作成するとともに、労働関係法令の基礎知識の周知や労働に対する意識の醸成のため、広報誌「おかやま労働」を発行する。

3 職業訓練

(1) 高等技術専門校における施設内訓練の実施

新規学卒者や離職者等を対象として、訓練希望者の技能習得ニーズや企業ニーズに応じた職業訓練を実施し、職業に必要な知識や技能を付与する。

〈参考〉施設内訓練の概要

(単位：人)

施設名	訓練課程	対象者	訓練科	R3年度 入校者数	R4年度 計画定員
南部高等技術専門校 (倉敷市)	普通	高卒以上の 学歴の ある方	機械加工、 環境設備工 学等7科	80	160
北部高等技術専門校 (津山市)					
北部高等技術専門校 美作校(美作市)	短期	学歴は問 わない	造園・エク ステリア、 塗装等7科	77	140

(2) 民間教育訓練機関等を活用した再就職促進に向けた委託訓練

離職者等に対する職業能力開発を一層推進するため、民間教育訓練機関等を活用した委託訓練を実施する。

〈参考〉委託訓練の概要

(単位：上段 コース数、下段 人数)

施設名	区分	内容	R3年度 入校者数	R4年度 計画定員
南部高等技術 専門校	再就職促進訓練	介護福祉士養 成、経理、医 療事務、パソ コンワーク等	55	61
	母子家庭の母等職業的 自立促進訓練		685 (離職再掲 2)	891 (離職再掲 13)
北部高等技術 専門校	デュアルシステム訓練 (座学と企業実習の組 み合わせ)	経理	3	3
北部高等技術 専門校美作校			42	45
計			58	64
			730	962

※母子家庭の母等職業的自立促進訓練は、再就職促進訓練に併せて実施。(令和4年3月31日現在)

【事業の概要】

女性活躍やワーク・ライフ・バランス等の推進につながる施策を実施する。

【現況】

- 1 平成28年4月に女性活躍推進法が完全施行され、女性活躍に対する気運が高まり、従業員の意識改革や女性の職域拡大、ロールモデルの育成などに取り組むたいと考えている企業が多い一方、女性の管理職への登用を検討できていない企業も多くあるなど企業によって取組に大きな差がある。このため、女性活躍や働きやすい職場環境づくりに向けて企業の取組を支援する必要がある。
- 2 職場の管理職や役員への就任を打診された場合、責任が重くなることや部下を指導できる自信がないことなどから「断る」と考えている女性が多い。また、女性の1日あたりの家事・育児関連時間が男性の約2.4倍となっているとの調査結果が示されるなど、固定的な性別役割分担意識の改善は進んでいるものの、必ずしも男性の行動につながっていない現状がある。このため、女性自身の活躍に向けた意欲を喚起するとともに、男性の家庭生活への参画を促進する必要がある。
- 3 先進的な企業の取組や県が実施する事業の成果などが必ずしも県内に広まっていないため、そうした取組や成果を横展開できる仕組みが必要である。

【今後の方向】

- 1 おかやま☆女性活躍☆生き生きパッケージ（令和3年～令和5年度重点事業）
企業、女性、男性にアプローチする施策を展開するとともに、取組の成果等を県内に横展開する。
 - (1) 専門家派遣によるアウトリーチ型支援
社会保険労務士などの専門家を企業へ派遣し、男女共同参画や女性活躍の取組を支援する。
 - ・ 専門家：社会保険労務士、中小企業診断士、キャリアコンサルタントなど
 - ・ 支援内容：一般事業主行動計画（女活法）策定支援、テレワークなど多様で柔軟な働き方の導入支援など
 - (2) 「オール岡山女性活躍推進プラットフォーム」事業
男女がともに活躍できる社会の実現に向けて、企業の実務担当者等が参画する「オール岡山女性活躍推進プラットフォーム」を設置し、セミナーやグループワーク等を通じて、働きやすい職場環境づくりなど、企業が抱える課題の解決に取り組む人材を育成するとともに、その成果や取組例を県内企業等に横展開することで、男女共同参画の正しい理解の普及拡大を図る。
- 取組内容
- 1) 開催計画
改正育児・介護休業法※の改正内容や男女共同参画の視点を踏まえた社員の定着につながる諸制度の運用方法を学ぶことにより、企業が抱える課題解決に取り組む人材を女性活躍推進サポーターとして育成する。

※育児・介護休業法の改正のポイント

- 1 雇用環境整備、個別の周知・意向確認の措置の義務化 (R4. 4. 1 施行)
 - ・事業主に、出産の予定のある従業員に対する育休取得の働きかけを義務化
- 2 有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和 (R4. 4. 1 施行)
 - ・「引き続き雇用された期間が1年以上」という条件を撤廃し、「1歳6カ月までの間に契約が満了することが明らかでない」条件のみに。
- 3 産後パパ育休（出生時育児休業）の創設 (R4. 10. 1 施行)
 - ・夫が子どもの誕生から8週間の間に計4週分（2回に分割可）取得できる育休を新設
- 4 育児休業の分割取得 (R4. 10. 1 施行)
 - ・育休の分割取得が夫婦ともに2回可能に。
- 5 育児休業取得状況の公表の義務化 (R5. 4. 1 施行)
 - ・従業員1, 000人超の企業に育休取得率の公表（年1回）を義務づけ。

2) 参加者

30名程度（県内企業の実務担当者、大学生等）

(3) 女性、男性にアプローチする事業

ロールモデルと参加者が交流し、ネットワークを構築する場を提供することにより、悩みや不安の解決を図り、女性の活躍に向けた意欲を喚起する事業や、男性の家庭生活への参画を促進するセミナーなども実施する。